

介護支援ボランティア制度 受入機関募集

千葉市では、平成25年7月より開始した介護支援ボランティア制度のボランティア受入機関を募集しております。

事業所の皆さまにおかれましては、ご協力を賜われますよう、ご検討の程、よろしくお願いいたします。



介護支援ボランティアとは

千葉市では、高齢者の地域貢献、社会参加活動、生きがいづくりを通じた介護予防の促進を図るため、平成25年7月から『千葉市介護支援ボランティア制度』を開始しました。

受入機関（市内の高齢者施設等）でボランティア活動を行うとポイントが貯まり、貯めたポイントは、介護保険料、福祉関係基金等への寄附などに充てることができます。

実際にボランティアを受け入れた受入機関からは「業務に良い刺激となっている」「業務の負担が減った」等の声が上がっています。

○ボランティアの内容

話し相手、イベントの手伝い、レクリエーションの指導・補助、演芸等披露、清掃等

【本事業の指定対象外となるボランティアの例】

ア 交通費、昼食代、その他活動に必要な実費相当の額を超える対価を支払う場合

イ 受入機関の利用者が使用しない場所の清掃、洗車等

ウ もっぱらボランティア自身の親族等に対する活動

エ 受入機関の主催事業ではないものに対する活動（受入機関を利用し活動する他の団体への支援等）

○登録ボランティアを受け入れるためには

市介護保険管理課に指定申請手続きを行い、市の指定を受ける必要があります。

申請書は介護保険管理課ホームページからダウンロードできます。



<受入機関の要件>

・受入機関に該当するサービス事業所であること。

○介護保険施設等

特別養護老人ホーム（地域密着型）、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護（地域密着型）、グループホーム、看護小規模多機能型居宅介護事業所、小規模多機能型居宅介護、デイサービス事業所（地域密着型）、デイケアサービス事業所、認知症デイサービス事業所、ショートステイ事業所、介護療養型医療施設、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム 等

○障害者福祉施設：申請ごとに受入状況等を確認し、個別に判断させていただきます。

・市内65歳以上のボランティアの受入れが可能であること。

・ボランティアの活動時間を適切に把握し、それに応じたポイントを適正に付与できる体制がとれていること。

<受入機関の主な業務内容>

①ボランティアが持参したボランティア手帳への日付記入とスタンプ押印

②ボランティアからの問い合わせ対応

※ボランティア希望者から活動内容や活動頻度等について問い合わせがあった場合は、ボランティア活動が初めての方もいますので、丁寧な対応をお願いいたします。

介護支援ボランティアお問い合わせ先

千葉市役所介護保険管理課 企画班 TEL：043-245-5206

介護保険管理課ホームページ

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/kaigohokenkanri/index.html>

受入機関のご担当者の方へ

1. ボランティア受入状況調査への回答をお願いします

1月16日付で、介護支援ボランティア受入機関を対象に「介護支援ボランティアの受入状況に係る調査」を依頼させていただいております。ボランティアの方への情報提供及び受入状況の現状把握のため、何卒調査にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

調査への回答は、ちば電子申請サービスまたはファックスにより可能です。詳しくは依頼文をご確認ください。また、ご不明な点がございましたら市介護保険管理課までお問い合わせください。

(※) 依頼文は、電子メールまたは郵送により送付しております。

2. スタンプの押印について

一部の受入機関において、ボランティア手帳へのスタンプの押印方法に不備があることが散見されます。不備がある場合、ポイントが無効になってしまう場合もございますので、お間違えの無いようお願いいたします。

スタンプ押印の注意点

押印手順

- ① 日付と活動時間を記入
- ② 専用スタンプを押印

活動時間は、受入機関に入った時から手帳にスタンプを押すまでとします。

①	7月1日	7月2日	7月2日	月日	月日
	10時00分～ 11時50分	10時00分 時 分	時 分 12時10分	時 分	時 分
②	確 Z-1 認	確 Y-2 認	確 Y-2 認		
	1	2	3	4	5

ポイント付与の基準

- 活動時間
- 30分以上2時間未満 スタンプ1個
 - 2時間以上 スタンプ2個

【注意1】 スタンプは1日に2個までです！

同じ日に他の受入機関のスタンプが2個以上押されていないかを必ずご確認ください。既に押されている場合は、2個を超えないように押印してください。

【注意2】 必ず、専用のスタンプを押印してください！

職員の自動印等(シャチハタ等)は無効となります。

3. 新年度の手帳について

- ・手帳は4月1日～3月31日までの1年間分です。
- ・新年度の手帳は、3月下旬ごろにボランティアの方へお渡しします。
令和5年度の手帳は緑色です。

※万が一、4月1日以降に前年度(令和4年度)の手帳をお持ちになるボランティアの方がいらっしゃるようでしたら、新年度(令和5年度)の手帳をお使いいただくようご案内をお願いいたします。